

銚田市浄化槽整備事業費補助金交付要綱

平成20年5月1日

告示第33号

(趣旨)

第1条 市長は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽の整備に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、当該補助金の交付に関しては、銚田市補助金等交付規則(平成17年銚田市規則第37号。)に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この告示において用いる用語の定義は、次に掲げるところによる。

(1) 浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する浄化槽であって、次のア及びイのすべてに該当するものをいう。

ア 生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90パーセント以上、放流水のBODが20mg/1(日間平均値)以下の機能を有するとともに、平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」が適用される浄化槽にあっては、同指針に適合するものをいう。

イ (社)全国浄化槽団体連合会とその会員である社団法人茨城県水質保全協会が実施する「小型合併処理浄化槽機能保証制度」の対象となるものについては、同制度に基づき保証登録されたものであること。

(2) 通常型浄化槽 浄化槽のうち、次号から第5号に該当しないものをいう。

(3) 窒素を除去する能力を有する高度処理型浄化槽

浄化槽のうち、放流水のBODが20mg/1以下、放流水の総窒素濃度が20mg/1以下の機能を有するもの。

(4) 高度窒素除去能力を有する高度処理型浄化槽

浄化槽のうち、BOD除去率95パーセント以上、放流水のBODが10mg/1以下、総窒素濃度が10mg/1以下の機能を有するもの。

(5) 窒素及びりんを除去する能力を有する高度処理型浄化槽

浄化槽のうち、放流水のBODが10mg/1以下、総窒素濃度については10mg/1以下、総りん濃度については1mg/1以下の機能を有するもの。

(6) 単独処理浄化槽 平成13年3月31日以前に設置された便所と連結してし尿のみを処理する設備で、浄化槽法に定める浄化槽とみなされたものをいう。

(7) くみ取り槽 し尿を貯留するために便器下に据付けられた便槽であって、定期的に人力あるいは機械によってし尿がくみ取られ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項の規定により定められた計画に従って市町村のし尿処理施設で処理されているもの

(8) 宅内配管工事 浄化槽への流入管(便所、台所、風呂等からの排水)、ます設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事

(9) 公共下水道等集合処理施設

公共下水道や農業集落排水施設など家庭や事業所等から排出される汚水を管渠で集

め、終末処理場でまとめて処理する集合処理施設をいう。

(10) 転換 単独処理浄化槽又はくみ取り槽を廃止し、浄化槽を設置すること
(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に居住し又は居住しようとする者、若しくは市内に店舗・事業所を有し、転換を目的としている者で、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の認可を受けた地域(以下「下水道認可区域」という。)(ただし、整備が当分の間(おおむね7年以上をいう)見込まれないと認められる場合を除く)又は農業集落排水事業の採択を受けた事業計画に定められた予定処理区域(以下「農業集落排水事業計画区域」という。)以外の地域において、浄化槽を設置する者とする。

なお、湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)第3条第2項に規定する指定地域(以下「霞ヶ浦流域」という。)においては、窒素及びりんを除去する能力を有する高度処理型浄化槽を設置するものとし、涸沼流域として市が認める地域については、窒素を除去する能力を有する高度処理型浄化槽、又は高度窒素除去能力を有する高度処理型浄化槽を設置する者とする。

- 2 単独処理浄化槽又はくみ取り槽から浄化槽への転換を目的とした、単独処理浄化槽若しくはくみ取り槽の撤去又は廃止する単独処理浄化槽の雨水貯留槽等への再利用をする者とする。
- 3 単独処理浄化槽又はくみ取り槽から浄化槽への転換を目的とした、宅内配管の布設替えをする者とする。
- 4 前項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象者としな

(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定に基づく確認の申請又は法第5条第1項の規定に基づく設置の届出を行わずに浄化槽を設置する者

(2) 販売の目的で浄化槽付き住宅等を建築する者

(3) 住宅等を借りている者で、浄化槽設置に関して賃貸人の承諾が得られない者

(4) この要綱による補助を受けて、7年未満の者

(5) 市税等の未納がある者

(補助金額)

第4条 補助金の額は、浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、別表第1に掲げる区分につき、それぞれ同表基準額に掲げる額を限度とする。ただし、10人槽を超える浄化槽を設置する者については、別表第1における8人~10人槽に掲げる額を限度とする。

2 単独処理浄化槽若しくはくみ取り槽撤去又は単独処理浄化槽の雨水貯留槽等への再利用事業については、当該工事に要する費用に相当する額とし、別表第2に掲げる基準額を限度とする。

3 宅内配管の布設替えについては、当該工事に要する費用に相当する額とし、別表第3に掲げる基準額を限度とする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助申請者」という。)は、あらかじめ

浄化槽整備事業費補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金交付決定の通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、補助金を交付すると決定した申請者に対して、浄化槽整備事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)を、補助金を交付しないと決定した場合は、浄化槽整備事業費補助金不交付決定通知書(様式第3号)を通知する。

(変更承認申請書等)

第7条 前条の規定により補助金交付決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前条の補助金交付決定通知を受けた後、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止し若しくは廃止しようとするときは、浄化槽整備事業費補助金変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となったときは、市長に報告してその指示を受けなければならない。

3 市長は、第1項の承認申請を受けた場合は、内容を審査し、申請内容の変更を承認したときは、浄化槽整備事業費補助金変更承認(不承認)通知書(様式第5号)により補助事業者に通知する。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月1日のいずれか早い日までに、浄化槽整備事業費補助金実績報告書(様式第6号)に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定通知)

第9条 補助金額の確定の通知は、浄化槽整備事業費補助金額確定通知書(様式第7号)により行う。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の規定による補助金額の確定後、浄化槽整備事業費補助金交付請求書(様式第8号)による補助事業者の請求に基づき補助金を交付する。

(補助金交付の取消し)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により補助金を受けたとき

(2) 補助金を他の用途に使用したとき

(3) 補助金交付の条件に違反したとき

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(義務)

第13条 補助対象者は、公共下水道等集合処理施設が供用開始されたときは、速やかに公共下水道等に切り替えなければならない。また、浄化槽整備事業費補助金に係る誓約書

(様式第9号)に記載の法第10条に基づく保守点検及び清掃並びに同法第7条及び法第11条に基づく法定検査の実施をすること。

(その他)

第14条 市長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の状況を必要に応じ、確認する。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年6月1日から施行する。

2 この告示の施行前に行った補助事業に関しては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

2 この告示の施行前に行った補助事業に関しては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年5月1日から施行する。

2 この告示の施行前に行った補助事業に関しては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

2 この告示の施行前に行った補助事業に関しては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

2 この告示の施行前に行った補助事業に関しては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月16日から施行する。

2 この告示の施行前に行った補助事業に関しては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月13日から施行する。

2 この告示の施行前に行った補助事業に関しては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月14日から施行する。

2 この告示の施行前に行った補助事業に関しては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月19日から施行する。

2 この告示の施行前に行った補助事業に関しては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月26日から施行する。

2 この告示の施行前に行った補助事業に関しては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月30日から施行する。

2 この告示の施行前に行った補助事業に関しては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月28日から施行する。

2 この告示の施行前に行った補助事業に関しては、なお従前の例による。

別表第1(第4条関係)

区分		基準額	
霞ヶ浦流域内	窒素及びりんを除去する能力を有する高度処理型浄化槽(転換の場合)	5人槽	1,251,000円
		6人～7人槽	1,640,000円
		8人～10人槽	1,996,000円
	窒素及びりんを除去する能力を有する高度処理型浄化槽	5人槽	1,002,000円
		6人～7人槽	1,329,000円
		8人～10人槽	1,585,000円
涸沼流域内	高度窒素を除去する能力を有する高度処理型浄化槽	5人槽	474,000円
		6人～7人槽	570,000円
		8人～10人槽	723,000円
	窒素を除去する能力を有する高度処理型浄化槽	5人槽	360,000円
		6人～7人槽	462,000円
		8人～10人槽	585,000円
霞浦流域・涸沼流域以外	通常型浄化槽	5人槽	332,000円
		6人～7人槽	414,000円
		8人～10人槽	548,000円

別表第2(第4条関係)

区分		基準額
単独処理浄化槽若しくはくみ取り槽の撤去又は単独処理浄化槽の雨水貯留槽等への再利用に要する費用	単独処理浄化槽の撤去	150,000円
	くみ取り槽の撤去	120,000円
	単独処理浄化槽の雨水貯留槽等への再利用	120,000円

別表第3(第4条関係)

区分		基準額
単独処理浄化槽又はくみ取り槽からの転換に要する費用	宅内配管の布設替え	330,000円

年 月 日

銚田市長 様

補助申請者 住所

氏名

印

連絡先

（電話番号）

浄化槽整備事業費補助金交付申請書

年度において、浄化槽を設置したいので、銚田市浄化槽整備事業費補助金交付要綱第5条の規定により下記のとおり補助金の交付を申請いたします。

1 設置場所の住所			
2 設置場所の区域	<input type="checkbox"/> 霞ヶ浦流域	<input type="checkbox"/> 涸沼流域	<input type="checkbox"/> その他
3 補助の種類	<input type="checkbox"/> 転換 (<input type="checkbox"/> 単独槽・ <input type="checkbox"/> くみ取り槽・ <input type="checkbox"/> 雨水貯留槽)		<input type="checkbox"/> 転換以外
4 設置事業費	円		
5 交付申請額	円		
	内訳（浄化槽設置分）円		
	（撤去費分）円		
		（配管布設替分）円	
6 建物の用途	1 一般住宅 2 店舗兼住宅 3 事業所 4 その他（ ）		
7 住宅等所有者	1 本人 2 共有（ 人） 3 その他（ ）		
8 着工予定年月日	年 月 日		
9 事業完了予定年月日	年 月 日		
10 施工事業者	住 所		
	社 名		
	※担当者名及び連絡先 氏名 電話番号		

（裏面につづく）

添付書類

- (1) 法第5条第2項の規定による審査期間を経過した浄化槽設置届出書一式の写し又は浄化槽明細書一式の写し及び建築確認通知書の写し
- (2) 法第7条の規定に基づく検査に係る検査手数料払込通知書の写し
- (3) 浄化槽の設置場所の案内図，配置図及び配管経路図
- (4) 専用住宅等を借りている者は，賃貸人の承諾書
- (5) 浄化槽の設置に係る工事見積書の写し及び工事請負契約書の写し
- (6) 登録証の写し
- (7) 登録浄化槽管理表（C票）
- (8) 浄化槽機能保証登録証
- (9) 特別講習会受講の修了証の写し
- (10) 浄化槽設備士免状の写し
- (11) 完納証明書又は納税証明書
- (12) 住所が市外にある者は，住宅建築後速やかに銚田市に住民票を異動する旨の誓約書
- (13) 現在の汚水処理状況がわかる写真又は書類。但し，住所が市外にある者及び賃貸物件等に居住している者は除く。
- (14) 雨水貯留槽への再利用を伴う場合は，貯留槽の詳細図・構造図
- (15) 市内に居住し又は居住しようとする者は，住民票の謄本
- (16) 市内に事業所・店舗を有する者は，法人登記簿や所在証明など，事業所・店舗の所在を証明できる書類
- (17) 浄化槽整備事業費補助金に係る誓約書
- (18) その他市長が必要と認める書類

様

銚田市長

浄化槽整備事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浄化槽整備事業費補助金については、銚田市浄化槽整備事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により下記のとおり交付する。

記

補助金額	金	円
内訳	浄化槽分	円
	撤去分	円
	配管布設替分	円

(交付条件等)

- 1 補助事業者は、年 月 日までに補助事業を完了しなければならない。
補助事業者は、上記の期限までに補助事業を完了することができないときは、あらかじめ市長に届け出て、その承認を受けなければならない。
- 2 承認事項
 - (1) 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - イ 補助事業を廃止しようとするとき。
 - (2) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となったときは、その理由、その他必要な事項を市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 状況報告書
補助事業者は、補助事業の遂行の状況に関し、市長の要求があったときには、ただちに市長に報告しなければならない。
- 4 実績報告書
補助事業者は、補助金に係る事業完了後30日以内又は当該年度の3月1日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければならない。
- 5 補助金の確定等
市長は、4の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付する補助金の額を確定し通知する。
- 6 補助金の交付等
補助金は、5の規定による補助金の額の確定後、速やかにその全額を交付する。

様式第 3 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

銚田市長

印

浄化槽整備事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浄化槽設置事業費補助金については、銚田市浄化槽整備事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり不交付とします。

記

理由

年 月 日

銚田市長 様

補助申請者 住所
氏名

印

浄化槽整備事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった浄化槽整備事業費補助金について、申請内容を下記のとおり変更したいので、銚田市浄化槽整備事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

1 補助金申請内容の変更

(1) 事業を変更する理由及び内容

① 事業を変更する理由

② 変更内容

ア 補助所要額の変更（変更申請額）	金	円
（交付決定済額）	金	円
（増減額）	金	円

イ その他

2 補助事業の廃止

(1) 事業を廃止する理由

様

銚田市長

浄化槽整備事業費補助金変更承認（不承認）通知書

年 月 日付で変更申請のあった浄化槽整備事業費補助金変更承認について、銚田市浄化槽整備事業費補助金交付要綱第7条第3項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

記

1 承認する

(1) 補助所要額の変更

① 変更前交付決定額 金 _____ 円

② 変更後交付決定額 金 _____ 円

(2) 補助事業の廃止

2 承認しない

理 由

年 月 日

銚田市長 様

補助申請者 住所
氏名

印

浄化槽整備事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で（変更）交付決定通知のあった浄化槽整備事業について事業を完了したので、銚田市浄化槽整備事業費補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額

金 _____ 円

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 茨城県浄化槽指導要綱（平成22年茨城県告示第250号）に規定する浄化槽保守点検・清掃及び法定検査委託契約書（標準契約書）の写し（但し、同類の一括委託内容の契約書でも差し支えない）
- (2) 工事状況を示す写真
- (3) 工事費内訳明細書
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第7号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

銚田市長

浄化槽整備事業費補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった浄化槽整備事業費補助金については、銚田市浄化槽整備事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

確 定 額	金	_____	円
内訳	浄化槽分	_____	円
	撤去分	_____	円
	配管布設替分	_____	円

様式第 8 号（第10条関係）

浄化槽整備事業費補助金交付請求書

請求金額 金 円

年 月 日付け 第 号で額の確定のあった浄化槽整備事業費補助金を上記のとおり請求する。

年 月 日

銚田市長 様

補助申請者 住所
氏名

印

振込先	銀行 支店 金庫 支所 農協 出張所
口座番号	(普通・当座)
ふりがな	
口座名義人	

※添付書類 口座番号及び名義人の確認できるもの（通帳の写し等）

銚田市長 様

浄化槽整備事業費補助金誓約書

茨城県浄化槽設置事業費等補助金交付要項第6条第1号及び銚田市浄化槽整備事業費補助金交付要綱第13条の規定により、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

- 1 浄化槽法（昭和58年法律第43号）（以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、浄化槽を設置及び浄化槽の構造又は規模を変更した場合は、水質に関する検査を受検すること。
- 2 法第10条第1項の規定に基づき、浄化槽の保守点検及び清掃を法令に定められた回数行うこと。
 - (1) 保守点検
分離接触ばつ気方式、嫌気ろ床接触ばつ気方式、脱窒ろ床接触ばつ気方式
処理対象人員が20人以下は年3回以上
処理対象人員が21人以上50人以下は年4回以上
上記以外の場合（大臣認定型など） 年__回※以上
※維持管理要領書等に記載されている回数を記載してください。分からない場合はメーカーもしくは浄化槽保守点検業者にお問い合わせください。
※多くの場合は年3回以上となっています。
 - (2) 清掃
年1回以上
- 3 法第11条第1項の規定に基づき、毎年1回水質に関する検査を受検すること。
- 4 1、2及び3を実施しなかった場合は、補助金を返還すること。

以上

住所

連絡先

氏名

（法人にあっては主たる事業所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）